

○総務省告示第 号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第二十七条の十二第一項の規定に基づき、平成十七年総務省告示第八百八十三号（一・七GHz帯又は二GHz帯の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十一年 月 日

総務大臣 鳩山 邦夫

第一項中「又は時分割複信方式を用いる無線設備」を削る。

第二項第一号中「周波数分割複信方式を用いる無線設備を使用する特定基地局に係る周波数にあつては一、八四四・九MHzを「一、八五四・九MHz」に改め、「時分割複信方式を用いる無線設備を使用する特定基地局に係る周波数にあつては二、〇一〇MHzを超え二、〇二五MHz以下の帯域の周波数」を削り、同項第二号（一）中「一、八四四・九MHz」を「一、八五四・九MHz」に改め、「及び二、〇一〇MHzを超え二、〇二五MHz以下の帯域の周波数（以下「二GHz帯TDDバンド」という。）」を削る。

第三項第二号中「。第四号において同じ」を削り、同項第四号を削る。

第五項第二号（三）を削り、同項第三号（一）（二）を削り、同（一）（三）を同（一）（二）とし、同（一）（四）を同（一）（三）とし、同（一）（五）を同（一）（四）とし、同号（三）を削り、同項第五号（一）を削り、同号（二）中「一・七GHz帯全国バンドを電波法第二十七条の十三第四項の規定によりすべて指定しているときにおいて、」を削り、同（二）を同号（一）とし、

- 同号(三)を同号(二)とし、同項第八号中「第五号(二)若しくは(三)」を「第五号(一)若しくは(二)」に改め、同号(一)中「同号(二)若しくは(三)」を「同号(一)若しくは(二)」に改め、同号(二)中「第五号(二)又は(三)」を「第五号(一)又は(二)」に改める。